

◇ 遺言公正証書を書き直したいときは

Q : 私は数年前に公正証書による遺言書を作成しましたが、今年度の税制改正で相続税と贈与税の仕組みが大きく変わることもあり、遺言の内容を一部修正したいと考えています。この場合、どんな手続が必要でしょうか。

A : 公正証書による遺言書の内容を変えた場合は、ふたたび公正証書による遺言書を作成する必要があります。

【解説】

民法では、遺言をした人はいつでも、その遺言の全部又は一部を取り消すことができるとされていますが、公正証書による遺言を取り消すには、公正証書によらなければなりません。

なぜなら、公正証書による遺言は、原本が公証人役場に保管されていますから、遺言者の手元にある正本を書き直ただけでは、前の遺言を取り消したことにはならないからです。したがって、公正証書遺言の内容を取り消すには、改めて公正証書による遺言をしない必要があるというわけです。

なお、公正証書による遺言書を作成するには2人以上の証人が必要ですが、前に遺言をしたときと同じ証人である必要はありませんので自由に選任すればよいのですが、次のような人は証人になれないことになっています。

- ① 未成年者
- ② 相続人となる者や遺贈によって財産をもらう者、その配偶者、直系血族
- ③ 公証人の配偶者、4親等内の親族、書記、雇人

